

直方市人材育成事業 補助金交付要綱

【育成事業補助金交付要綱】

（目 的）

第一条 この要綱は、中小企業者が人材育成を図る目的として研修に参加する場合に、これに要する費用の一部を補助する事によって中小企業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（補助の対象）

第二条 会頭は、本市に事業所がある中小企業者、または直方商工会議所の会員である中小企業者が、次の各号に掲げる研修に参加する場合、予算の範囲内において補助金を交付する。

- （１） 中小企業大学校が実施する研修
- （２） （社）九州機械工業振興会が実施する研修

（補助金の額）

第三条 補助金の額は、研修に係る授業料の二分の一以内とし、一中小企業につき同一年度内の最高限度額を 5 万円とする。

但し、他の公的機関の補助を受けて行う人材育成事業については、補助金の合計が受講料の総額を超えない範囲内で補助するものとし補助額に千円未満の端数が生じる場合は千円未満を切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第四条 この要綱に基づく補助を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を会頭に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第五条 会頭は、前条の申請書を受理した場合において、適当と認められるときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更取消等の届出)

第六条 補助金交付決定通知書を受けた後に、受講者等の変更及び取消がある場合は速やかに変更取消届(様式第3号)を会頭に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第七条 補助金の交付の決定をうけた者は、補助の対象となった研修終了後2週間以内に実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて補助金交付請求書(様式第5号)とともに会頭に提出するものとする。

(補助金の交付)

第八条 会頭は、前条の実績報告を受けたときは、審査の上、決定通知者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消等)

第九条 会頭は、決定通知者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助の全部または一部を取消し、交付した補助金の全部もしくは一部返還させることがある。

- (1) 申請に関し不正があったとき。
- (2) 申請書等に不実の記載があったとき。
- (3) その他、会頭が補助を行うことを不相当と認めたとき。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

第二条の補助対象研修は、平成24年4月1日から施行する。